

市第9号議案「特定調停（債務弁済協定）申立事件についての調停」

財団法人横浜開港150周年協会は、「開国博 Y150」の収支問題の解決を図るため、横浜地方裁判所に3件の特定調停を申し立て、横浜市は、横浜地方裁判所調停委員会から「利害関係人として参加することが相当である。」との呼出しに応じて、それぞれの特定調停に参加してきました。

このうち、昨年12月に成立した博報堂JVとの調停に引き続き、横浜地方裁判所調停委員会から調停条項案が出された1件の調停に合意することについての議案を提出しました。

1 調停の概要

(1) 事件名 横浜地方裁判所平成22年(特ノ)第2号特定調停(債務弁済協定)申立事件

(2) 申立日 平成22年6月30日

(3) 当事者

- ・ 申立人：財団法人横浜開港150周年協会（以下「協会」という。）
- ・ 相手方：TSP太陽株式会社（以下「TSP太陽」という。）
- ・ 利害関係人：横浜市

(4) 申立内容

「協会とTSP太陽との間の債務額を確定した上、債務の支払い方法を協定する。」との特定調停手続による調停を行うことを求める。

(5) 経過

平成22年6月30日	協会が横浜地方裁判所にTSP太陽との特定調停を申立。
平成22年7月30日	協会・TSP太陽との間で調停を実施。
平成22年8月5日	横浜地方裁判所調停委員会から横浜市への呼出状(利害関係人として参加することが相当)が送達。
平成22年8月～10月まで	協会・TSP太陽・横浜市との間で4回の調停を実施。
平成22年10月13日	横浜地方裁判所調停委員会から調停勧告案提示。 (債務超過額の1/2を市が補助、1/2を債務免除、 配当率約68%)
平成22年10月28日	横浜地方裁判所調停委員会から再度、調停勧告案提示。 (債務超過額の概ね1/2を基調とし、配当率が70%となる よう市が補助、残額を債務免除)
平成22年11月5日	TSP太陽から主張書面(勧告案への不同意)提出。
平成23年3月～5月まで	協会・TSP太陽・横浜市との間で4回の調停を実施。
平成23年5月11日	横浜地方裁判所調停委員会から調停条項案提示。 (債務超過額の概ね1/2を基調とし、配当率が70%となる よう市が補助、残額を債務免除)

2 調停条項案要旨

(1) 調停条項案の前文

- ・ 協会及びTSP太陽並びに横浜市は、横浜地方裁判所調停委員会の勧告に基づき、
- ・ 協会が事業主体として実施した「開国博 Y150」をはじめとする横浜開港150周年記念事業（以下「本件事業」という。）が、横浜市ないし横浜港の歴史を振

り返り、未来への発展を期するという目的を持って行われ、

- ・ 社会的な貢献をしたことを認めつつ、協会の財務状況が債務超過に陥っている現状を踏まえ、
- ・ 協会に対する債権者であるTSP太陽も一定の損失を負担すると同時に、本件事業を当初発案し、本件事業について多大な関与と支援をしてきた横浜市も、協会の総債務のうち固有の資金により弁済できない額のおおむね2分の1相当額を補助金として拠出することを基調とした相当額の追加支援を行い、
- ・ もって本件問題の妥当かつ早期の解決に資するために、本調停時点において、解決可能な範囲の債権者との間において本調停を成立させるものとする。
- ・ なお、協会及び横浜市が、他の債権者と調停その他の合意を成立させるときは、本調停に基づくTSP太陽に対する配当率を超えないものとする。

(2) 調停条項の各項目

条項1 協会のTSP太陽に対する平成23年4月26日時点における債務（以下「本件債務」という。）の残額を確認する。

- ・ 平成21年4月1日付け業務委託代金債務 金1億2155万2200円

条項2 横浜市は、協会からTSP太陽に対し、本件債務のうち、7割に相当する金額が支払われることとなるよう、協会固有の資金で不足する分に充当させるため、協会に対し、補助金を交付すること。協会は、交付された補助金を本調停条項に定めた目的以外に使用することはできない。

- ・ TSP太陽への支払充当用 金4473万8749円

条項3 協会は、近畿日本ツーリスト、近畿日本ツーリスト神奈川との間の入場券代金請求事件の結果、協会が各会社から回収できた金員は、回収のための諸経費を控除して、横浜市に補助金の返還として支払う。

条項4 協会は、TSP太陽に対し、本件債務のうち、7割に相当する金8508万6540円から、協会がTSP太陽に対し、平成23年4月27日に内払として支払った金3027万7000円を控除した後の残余の金額として、協会固有の資金から1007万0791円と横浜市からの補助金を合算し、金5480万9540円を支払う。

条項5 TSP太陽は、協会に対し、前項の金員が支払われたときは、当該入金日をもって、本件債務の残額を免除する。

条項6 協会、TSP太陽及び横浜市は、協会とTSP太陽及び横浜市とTSP太陽との間において、本件事業に関する諸問題が円満に解決されたものとし、本調停条項に定めるもののほか、互いに何らの債権債務が存しないことを確認する。

条項7 調停費用は各自の負担とする。

3 合意の理由

特定調停法では、調停委員会が特定調停に係る事件の当事者に対し調停条項案を提示する場合には、当該調停条項案は、公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものでなければならないとされています。

本市としては、特定調停法の趣旨を踏まえ、裁判所の調停委員会のもとで、妥当かつ早期の解決に資するために、本調停時点において、解決可能な範囲の債権者との間において調停を成立させることが望ましいと判断し、調停条項案に合意するものです。

【TSP太陽債務残額・・・1億2155万2200円】

・ 協会固有資金	4034万7791円	}	7割
・ 横浜市補助金交付額	4473万8749円		
・ TSP太陽債務免除額	3646万5660円		3割

TSP太陽関連の特定調停の経過

日程	調停の概要
H22. 6. 30 特定調停申立	<p>【申立の趣旨】</p> <p>協会とTSP太陽との間の債務額を確定した上、債務の支払方法を協定する。との特定調停手続きによる調停を行うことを求める。</p>
H22. 7. 30 第1回調停期日	<p>【協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各債権者との交渉状況、現在の協会の財務状況説明。 <p>【TSP太陽】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画段階では関与していない。企画に関与した他の債権者とは立場が違う。 協会の事業は横浜市が主催したもの。横浜市が赤字を補てんすべき。 <p>【協会・TSP太陽】</p> <ul style="list-style-type: none"> 残債権額が1億2155万2200円であることの確認。 <p>【調停委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市を利害関係人として呼びたいと考えているとの意向表明。
H22. 8. 5 市への呼出	<p>横浜地方裁判所調停委員会から「横浜市が利害関係人として参加することが相当である。」として、市への呼出しがあった。</p>
H22. 8. 31 第2回調停期日 (市参加)	<p>【協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 少額債権、今後の運営費を支払うことを前提とした仮の配当率の表を提出（協会固有資産での配当率35.7%）。 <p>【横浜市】</p> <p>①市とY150との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、記念事業の基本計画等の策定や中期計画にY150を位置づけるとともに、Y150の実施計画を作成し、協会はこのを基本に実施設計などイベントの具体化を進めた。 市は協会に対し、基本財産の出えん・職員派遣・補助金等で支援してきた 支援はしてきたが、事業主体は協会であり、協会が締結する契約に対し損失補償等を行っていない。 <p>②調停の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の資産額・債務額を確定させ、債務超過額を明らかにすべき。 <p>③市の追加支援の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮に市が追加で支援するためには、地方自治法上の公益性の要件を満たすほか、法的妥当性が必要。 仮に市が利害関係人として調停案を受諾する場合や、追加で支援する場合には、市会での議決が必要。 <p>【調停委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の案を関係者が持ち帰り検討することを打診。 <ul style="list-style-type: none"> ①現在の配当率35.7%の残64.3%について、1/2の32.15%を市の補助金支出で支援。 ②残り64.3%の1/2の32.15%について各債権者が債務免除。
H22. 9. 27 第3回調停期日 (市参加)	<p>【協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月31日に調停委員会から打診された仮の配当率の表を提出。（配当率67.85%） <p>【調停委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次回（10月12日）、調停案を勧告。 次々回（10月26日）、調停案に対する当事者回答を確認。 調停成立の見込みが立てば、以降の期日を、追って指定とし、横浜市会の調停案の承認議決待つ。

日程	調 停 の 概 要
<p>H22. 10. 12 第4回調停期日 (市参加)</p>	<p>【協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チケット訴訟の進捗状況説明。 (次回までの調停期間に、調停委員会及び債権者にチケット訴訟の和解の状況を報告) <p>【調停委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月14日までに勧告案を提示。 ・次回(10月26日)までに諾否の回答を指示。
<p>H22. 10. 13 調停勧告案(1)</p>	<p>横浜地方裁判所調停委員会より、協会・各債権者・横浜市に対して、調停勧告案が出される。 (債務超過額の1/2を市が補助、1/2を債務免除(配当率約68%))</p>
<p>H22. 10. 26 第5回調停期日 (市参加)</p>	<p>【TSP太陽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の2社が受諾するなら受諾する旨の回答。 <p>【調停委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の調停を踏まえ、修正勧告案を明日以降示す。当事者はそれぞれこれに回答。(回答期限は11/5)
<p>H22. 10. 28 調停勧告案(2)</p>	<p>横浜地方裁判所調停委員会より、協会・各債権者・横浜市に対して、再度、調停勧告案が出される。(債務超過額の概ね1/2を基調とし、配当率が70%となるよう市が補助、残額を債務免除)</p>
<p>H22. 11. 5 調停勧告案(2)に対するTSP太陽の回答</p>	<p>【TSP太陽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当率70%では納得できないため不同意。
<p>H23. 3. 10 第6回調停期日 (市参加)</p>	<p>【TSP太陽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いによる解決を図ることを希望するとして、調停再開を申し入れた旨説明。 <p>【調停委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前の調停勧告案に応じるか否かを検討するよう指示。
<p>H23. 3. 29 第7回調停期日 (市参加)</p>	<p>【TSP太陽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災対応に追われ、社内の役員のコンセンサスが得られていない旨説明。
<p>H23. 4. 19 第8回調停期日 (市参加)</p>	<p>【TSP太陽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当率70%での調停案に応諾する旨回答。 <p>【調停委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回、調停条項案を提示する旨説明。
<p>H23. 5. 11 第9回調停期日 (市参加)</p>	<p>横浜地方裁判所調停委員会より、協会・TSP太陽・横浜市に対して、「調停条項案」が出される。</p>
<p>H23. 6. 7 第10回調停期日 (予定)</p>	<p>協会・TSP太陽・横浜市の各者が、調停条項案への対応を回答。</p>

平成 22 年 10 月 13 日

調 停 勸 告 書

横浜地方裁判所第 3 民事部 調停委員会

- 1 相手方らがそれぞれ有する債権額は別紙配当表（案）中の「債権額」欄記載のとおりと認める。
- 2 協会には上記債権全額を支払う財産はない。しかし、横浜市は、開港 150 周年記念事業について積極的に推進し、補助金も支出して協会を支援してきた経緯があることからすれば、その社会的責任の観点から、今回の問題解決のために、相応の経済的支援を行うことが望ましい。具体的には、協会の清算時の配当率約 35.7%の支払に加え、残約 64.3%の 2 分の 1（約 32.15%に相当）について、横浜市からの補助金を得て債権者らに支払うこととするのが相当である（ただし、チケット訴訟の帰趨等により配当率は変動する可能性がある。）。他方、債権者らにおいては、これにより協会の破産処理を上回る配当率が確保されることとなる。なお、債権者らには、横浜市に対して、直接、法的責任を追及する選択もあるが、その実現には、訴訟リスクを伴う。
- 3 そこで、調停委員会としては、早期円満解決のため、別紙の調停勸告案のとおり勸告する次第である。

以上

平成22年(特ノ)第2号 債務額確定等特定調停申立事件

申立人 財団法人横浜開港150周年協会

相手方 TSP太陽株式会社

利害関係人 横浜市

調停勧告案

- 1 申立人と相手方は、申立人が相手方に対し、業務委託料債務として金1億2155万2200円の支払義務を負担していることを確認する。
- 2 利害関係人は、申立人の総負債額のうち配当可能財産により弁済できない不足額の2分の1に相当する補助金を申立人に対して拠出できるよう最大限努力する。
なお、配当可能財産は、申立外近畿日本ツーリスト株式会社及び同相鉄観光株式会社並びに同株式会社日本旅行に対する入場券代金返還請求事件(横浜地方裁判所平成22年(ワ)第1654号,同2242号,同987号,同2136号。)において成立予定の和解結果等を踏まえて確定する。
- 3 横浜市議会において、前項の利害関係人による補助金の支出を承認する議決が行われた場合は、申立人と相手方及び利害関係人は、別紙配当表(案)(配当可能財産は前項により確定させる。)による配当を骨子とする調停を成立させるものとする。
- 4 相手方は申立人に対し、前項による配当後の残債権額全部につき、その支払義務を免除する。
- 5 申立人は、1000万円以下の債権については、少額債権として随時弁済することができるものとし、相手方は、この弁済に異議を述べないものとする。
- 6 第3項の横浜市議会の議決が得られなかったときは、本特定調停手続は不調により終了するものとする。

以上

配当表(案)

2010/10/14

番号	債権者名	債権額	配当額(※1)	配当率(※2)
平成22年(特ノ)第1号				
1	株式会社博報堂	1,753,548,314	1,189,827,827	67.85%
2	株式会社東急エージェンシー	515,749,505	349,949,361	67.85%
3	株式会社神奈川新聞	343,833,003	233,299,574	67.85%
4	株式会社旭広告社	206,299,801	139,979,743	67.85%
5	株式会社京急アドエンタープライズ	206,299,801	139,979,743	67.85%
6	株式会社相鉄エージェンシー	206,299,801	139,979,743	67.85%
7	株式会社横浜アーチスト	206,299,801	139,979,743	67.85%
8	株式会社NHKエンタープライズ	0	0	
	小 計	3,438,330,026	2,332,995,734	67.85%
平成22年(特ノ)第2号				
9	TSP太陽株式会社	121,552,200	82,476,307	67.85%
平成22年(特ノ)第3号				
10	株式会社アサツーディ・ケイ	652,721,041	442,888,087	67.85%
合 計		4,212,603,267	2,858,360,128	67.85%
			6 調整金	
	財団法人横浜開港150周年協会 配当可能財産(※3)	1,504,117,000		35.71%
	横浜市補助金支出案(※4)	1,354,243,134		32.15%
		2,858,360,134	配当率合計(※2)	67.85%

※1 配当額は小数点以下切り捨て。

※2 配当率は小数点以下第3位を四捨五入。

※3 平成22年8月30日を基準時とし、申立人の近畿日本ツーリスト株式会社及び相鉄観光株式会社並びに株式会社日本旅行に対する入場券代金返還請求事件による回収額を請求額の50%相当(118,551,000円)と見込んだ場合の金額であり変動する可能性がある。

※4 横浜市補助金支出案は、総債権額に対して配当可能財産が不足する金額(2,708,486,267円)の2分の1相当。

平成 22 年 10 月 28 日

調 停 勸 告 書

横浜地方裁判所第 3 民事部 調停委員会

調停委員会は、平成 22 年 10 月 13 日付で調停勸告書を提示したが、その後、別件の申立人と申立外株式会社日本旅行等との間の訴訟の和解が未だ成立していないこと等の若干の事実関係の変化もあり、また、関係当事者の意見を更に聴取したことを踏まえ、前回の調停勸告書に記載したことを敷衍し、この問題の早期円満解決が順次進んでいくことを期するため、再度、別紙のとおり調停案を勧告する。

以上

平成22年(特ノ)第2号 債務額確定等特定調停申立事件

申立人 財団法人横浜開港150周年協会

相手方 TSP太陽株式会社

利害関係人 横浜市

調停勧告案

- 1 申立人と相手方は、申立人が相手方に対し、業務委託料債務として金1億2155万2200円の支払義務を負担していることを確認する。
- 2 利害関係人は、申立人の総負債額のうち配当可能財産により弁済できない不足額の概ね2分の1相当額を補助金として拠出することを基調としつつ、現時点で申立人が保有する配当可能財産(申立外近畿日本ツーリスト株式会社及び同相鉄観光株式会社並びに同株式会社日本旅行に対する入場券代金返還請求事件(横浜地方裁判所平成22年(ワ)第1654号, 同2242号, 同987号, 同2136号)が平成22年11月10日までに決着しない場合は、その債権を無しとみなす。)と併せて、債権者の債権額の70%に相当する金額が債権者に支払われることとなる金額を、補助金として申立人に拠出できるよう最大限努力する。この補助金の取扱は、各債権者について平等なものとする。

ただし、上記入場券代金返還請求事件の結果、申立人が上記各会社から回収できた金員は、回収のための諸経費を控除して、利害関係人に補助金の返還として支払うものとする。

このことは、この債権債務の問題の順次解決に向けて、他の債権者に係る調停の成否に関わらず、調停(案)としてとりまとめる。
- 3 横浜市議会において、前項の利害関係人による補助金の支出を承認する議決が行われた場合は、申立人と相手方及び利害関係人は、別紙配当表(案)による配当を骨子とする調停を成立させるものとする。
- 4 相手方は申立人に対し、前項による配当後の残債権額全部につき、その支払義務を免除する。
- 5 申立人は、1000万円以下の債権については、少額債権として随時弁済することができるものとし、相手方は、この弁済に異議を述べないものとする。
- 6 第3項の横浜市議会の議決が得られなかったときは、本特定調停手続は不調により終了するものとする。

以上

配当表(案)

番号	債権者名	債権額	配当額(※1)	配当率(※2)
平成22年(特ノ)第1号				
1	株式会社博報堂JV	3,438,330,026	2,406,831,018	70.000%
	小 計	3,438,330,026	2,406,831,018	70.000%
平成22年(特ノ)第2号				
2	TSP太陽株式会社	121,552,200	85,086,540	70.000%
平成22年(特ノ)第3号				
3	株式会社アサツーディ・ケイ	652,721,041	456,904,728	70.000%

	合 計	4,212,603,267	2,948,822,286	70.000%
			0 調整金	

	財団法人横浜開港150周年協会 配当可能財産(※3)	1,398,323,000		33.194%
	横浜市補助金支出案(※4)	1,550,499,286		36.806%
		2,948,822,286	配当率合計(※2)	70.000%

※1 配当額は小数点以下切り捨て。

※2 配当率70%に固定

※3 平成22年8月30日を基準時とし、申立人の近畿日本ツーリスト株式会社及び相鉄観光株式会社並びに株式会社日本旅行に対する入場券代金返還請求事件による回収額を除外した金額。

※4 横浜市補助金支出案は、総債権額に対して、配当可能財産が不足する金額の約55.1%相当。

平成23年5月11日

平成22年（特ノ）第2号 特定調停（債務弁済協定）申立事件

申立人 財団法人横浜開港150周年協会

相手方 TSP太陽株式会社

利害関係人 横浜市

調停勧告書

上記当事者間の調停条項として、次のとおり勧告します。

横浜地方裁判所第3民事部 調停委員会

調停条項

申立人及び相手方並びに利害関係人は、横浜地方裁判所調停委員会の勧告に基づき、申立人が事業主体として実施した「開国博Y150」をはじめとする横浜開港150周年記念事業（以下「本件事業」という。）が、横浜市ないし横浜港の歴史を振り返り、未来への発展を期するという目的を持って行われ、社会的な貢献をしたことを認めつつ、申立人の財務状況が債務超過に陥っている現状を踏まえ、申立人に対する債権者である相手方も一定の損失を負担すると同時に、本件事業を当初発案し、本件事業について多大な関与と支援をしてきた利害関係人も、申立人の総債務のうち固有の資金により弁済できない額のおおむね2分の1相当額を補助金として拠出することを基調とした相当額の追加支援を行い、もって本件問題の妥当かつ早期の解決に資するために、本調停時点において、解決可能な範囲の債権者との間において本調停を成立させるものとする。

なお、申立人及び利害関係人が、他の債権者と調停その他の合意を成立させるときは、本調停に基づく相手方に対する配当率を超えないものとする。

1 申立人及び相手方は、申立人の相手方に対する平成23年4月26日時点における債務（以下「本件債務」という。）の残額が以下のとおりであることを確認する。

平成21年4月1日付け業務委託契約に基づく業務委託代金債務
金1億2155万2200円

2 利害関係人は、申立人から相手方に対し、別紙配当表のとおり、本件債務のうち7割に相当する金額が支払われることとなるよう、申立人固有の資金で不足する分に充当させるため、申立人に対し、下記金額を補助金として交付することとし、これを平成23年7月末日限り、申立人が上記補助金の交付を受ける目的で開設した専用の預金口座に振り込む方法により支払う。申立人は、上記補助金を本調停条項に定めた目的以外に使用することはできない。

相手方への支払充当用 金4473万8749円

3 申立人は、利害関係人に対し、申立人と申立外近畿日本ツーリスト株式会社及び同株式会社近畿日本ツーリスト神奈川（旧商号相鉄観光株式会社）との間の入場券代金請求事件（横浜地方裁判所平成22年（ワ）第1654号及び平成22年（ワ）第2242号事件）の結果、申立人が上記各会社から回収できた金員から回収のための諸経費を控除した金員を、補助金の返還金として支払う。

4 申立人は、相手方に対し、平成23年8月末日限り、別紙配当表のとおり、本件債務のうち7割に相当する金8508万6540円から、申立人が相手方に対し、平成23年4月27日に内払として支払った金3027万7000円を控除した後の残余の金額として、申立人固有の資金から金1007万0791円と第2項により利害関係人から交付を受けた補助金とを合算し、金5480万9540円を相手方が指定した預金口座に振り込む方法により支払う。

5 相手方は、申立人に対し、前項の金員が支払われたときは、当該入金日をもって、本件債務の残額を免除する。

6 申立人、相手方及び利害関係人は、申立人と相手方及び利害関係人と相

手方との間において、本件事業に関する諸問題が円満に解決されたものとし、本調停条項に定めるもののほか、互いに何らの債権債務が存しないことを確認する。

7 調停費用は、各自の負担とする。

以上

配当表

番号	債権者名	債権額	配当額(※)	配当率
平成22年(特ノ)第2号				
2	TSP太陽株式会社	121,552,200	85,086,540	70.000%

【内訳】

	財団法人横浜開港150周年協会 固有資金支払額(TSP太陽株式会 社のみ)		40,347,791	33.194%
	横浜市補助金支出額(TSP太陽株 式会社のみ)		44,738,749	36.806%

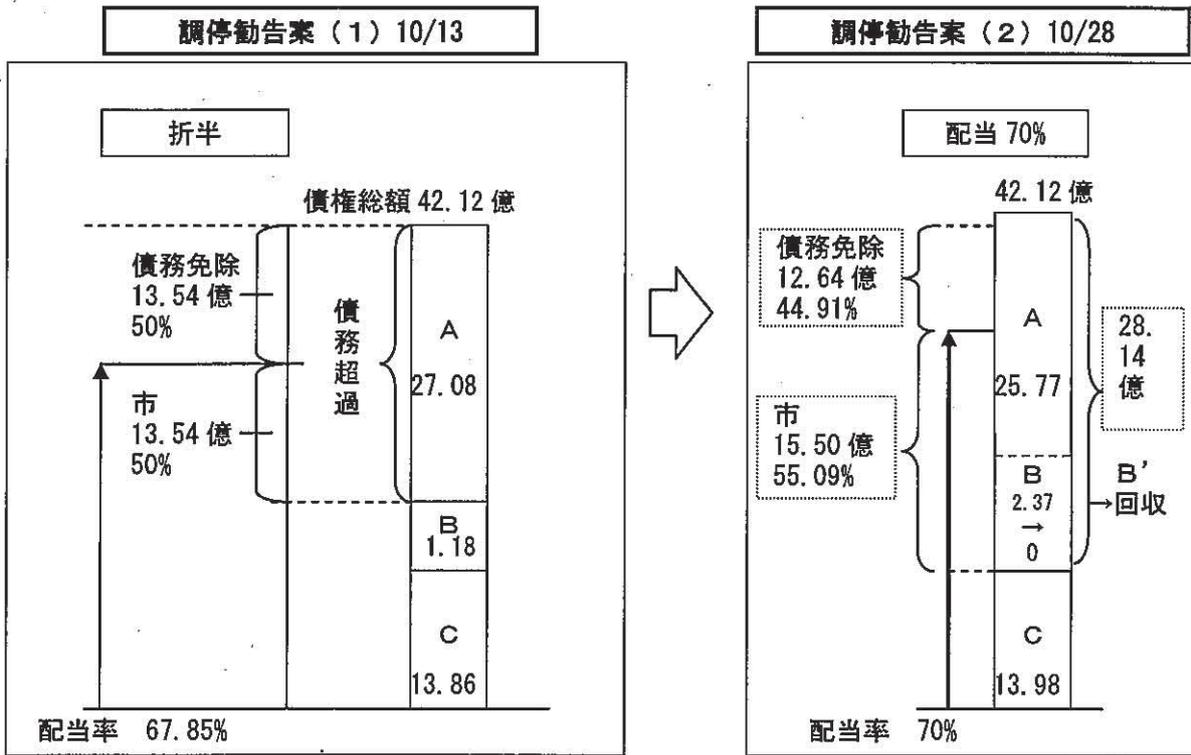
※ 配当額の合計額及び財団法人横浜開港150周年協会固有資金支払額は、いずれも平成23年4月27日に申立人が相手方に対し内払として支払った金3027万7000円を控除する前の金額

全体の特定調停の経過

注：株式会社博報堂 J V「H J V」、株式会社アサツーディ・ケイ「ADK」、T S P 太陽株式会社「T S P」と表記

- ～ 協会、任意での交渉
- H22. 3. 23 協会（理事会）H J V、ADKへの特定調停申立を決定
-
3. 30 協会→H J V特定調停申立
5. 11 H J V第1回調停
- 6. 14 協会（理事会）T S Pへの特定調停申立を決定**
6. 18 H J V第2回調停
- 6. 30 協会→T S P特定調停申立**
7. 6 協会→ADK特定調停申立
7. 8 H J V第3回調停
7. 15 横浜地方裁判所調停委員会→横浜市
H J V調停への利害関係人としての参加の呼出
- 7. 30 T S P第1回調停**
-
8. 3 H J V第4回調停
- 調停委員会から、市は総括的立場で、一定の社会的・道義的責任があるとも考えられるので呼んだ旨説明あり。
- 8. 5 横浜地方裁判所調停委員会→横浜市
T S P・ADK調停への利害関係人としての参加の呼出**
8. 31 H J V第5回調停、**T S P第2回調停** 9. 7 ADK第1回調停
- 調停委員会から、債権者に一部債権放棄、市に追加支援の可能性の打診あり。
- 市のスタンス
- ①市はY150の実施計画を作成し、基本財産の出えん・職員派遣・補助金等で支援。
②支援はしてきたが、事業主体は協会であり、損失補償等はなし。
③追加支援には、公益性の要件や市会の議決が必要。
9. 27 H J V第6回調停、**T S P第3回調停**、ADK第2回調停
10. 12 H J V第7回調停、**T S P第4回調停**
-
10. 13 **横浜地方裁判所調停委員会から調停勧告案提示**、ADK第3回調停
- 債務超過額の1/2を市が補助、1/2を債務免除（配当率約68%）
10. 26 H J V第8回調停、**T S P第5回調停**、ADK第4回調停
（調停勧告案への回答：各社不同意）
10. 28 **横浜地方裁判所調停委員会から再度、調停勧告案提示**
- 債務超過額の概ね1/2を基調とし、配当率が70%となるよう市が補助、残額を債務免除
11. 1 ADK第5回調停
- 11. 5 調停勧告案への回答（H J V：同意、T S P・ADK：不同意）**
11. 15 横浜地方裁判所調停委員会から調停条項案提示（H J Vのみ）
12. 24 H J V第9回調停（調停成立）
-
- H23. 3. 10 **T S P第6回調停（調停復帰）**
3. 29 **T S P第7回調停**
4. 19 **T S P第8回調停（T S Pより従前の勧告内容で同意する旨の回答）**
5. 11 **横浜地方裁判所調停委員会から調停条項案提示**
- ※ 4. 28 ADK 市と協会を相手に民事訴訟提訴**

調停勧告案の経過



A = 債務超過
 B = チケット回収
 C = 現金・預金

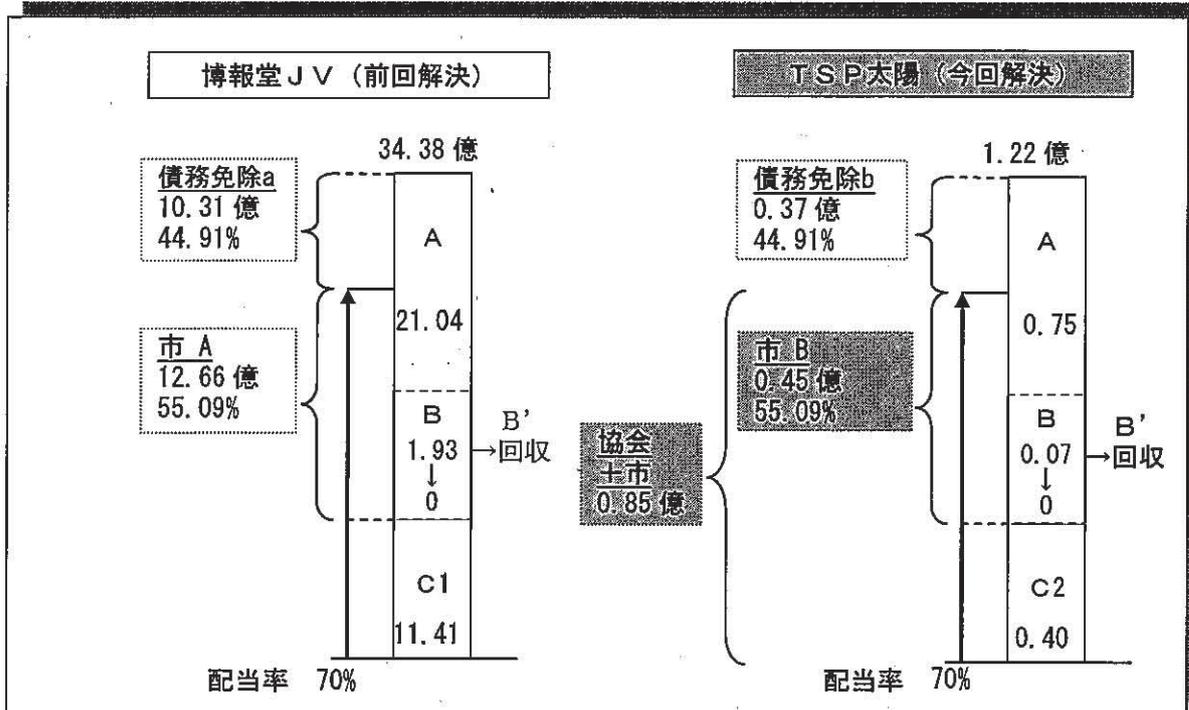
【計算方式】

・市は配当 70% とするよう補助 (= 総額 × 70% - C)。

【回収配当】

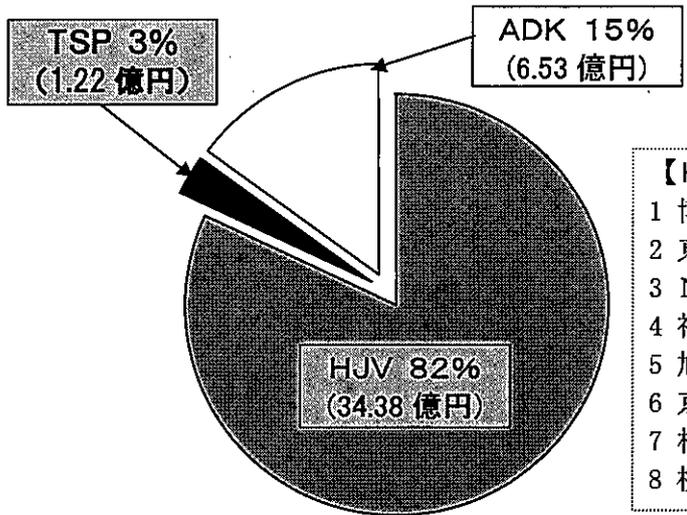
・チケット訴訟の回収 B' は市に返還
 ・「追加補助の条件」また「調停条項」に上記を位置づけ
 (半額回収の場合 市 : 14.32 億 53.12%)

調停個別合意における各社負担



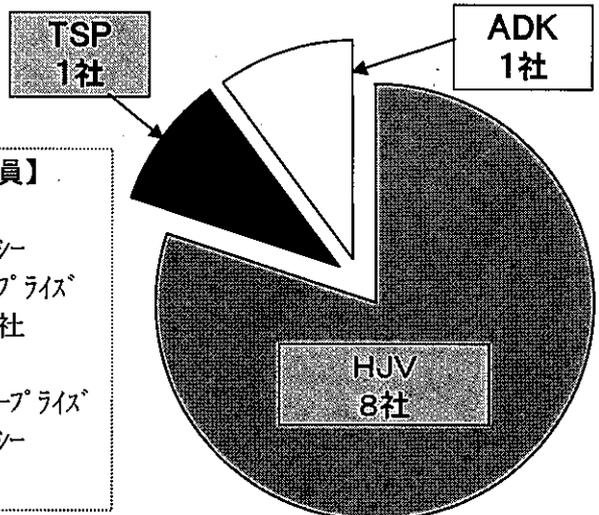
債務整理の状況

債務額ベース(%)



[解決] HJV+TSP=85%

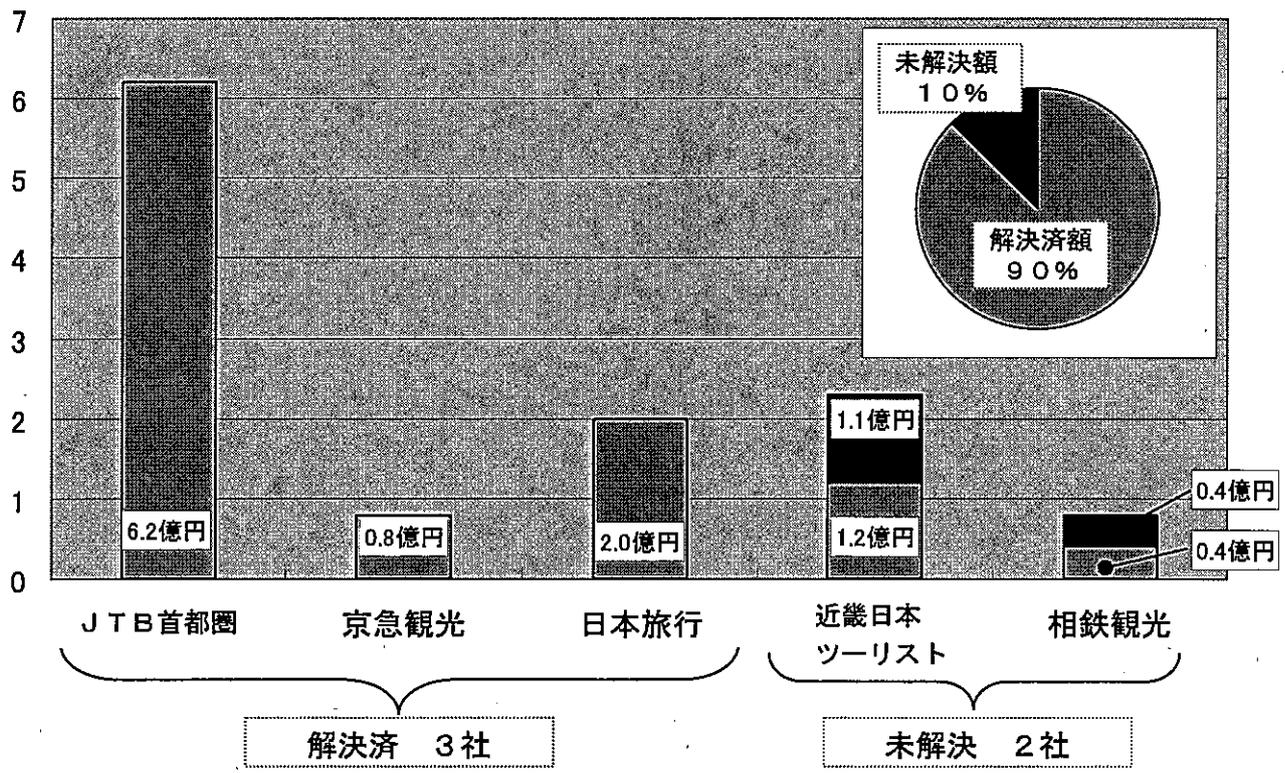
債権者数ベース(会社数)



[解決] HJV+TSP=9社/10社

- 【HJV構成員】
- 1 博報堂
 - 2 東急エージェンシー
 - 3 NHKエンタープライズ
 - 4 神奈川新聞社
 - 5 旭広告社
 - 6 京急アドエンタープライズ
 - 7 相鉄エージェンシー
 - 8 横浜アークスト

【チケット代金回収状況】



※相鉄観光は H22. 12. 20 社名変更「近畿日本ツーリスト神奈川」

旅行代理店との民事訴訟の経過

注：株式会社日本旅行「日本旅行」、近畿日本ツーリスト株式会社「近ツリ」、相鉄観光株式会社「相鉄」

- H22. 2. 25 日本旅行→協会 民事訴訟提訴（代金返還請求）
 3. 30 協会→近ツリ・相鉄 民事訴訟提訴（代金請求）
 4. 22 協会→日本旅行 民事訴訟提訴（代金請求）
 4. 26 近ツリ→協会 民事訴訟提訴（代金返還請求）
-
5. 26 近ツリ・相鉄第1回口頭弁論
 5. 28 日本旅行第1回口頭弁論
 7. 6 近ツリ・相鉄第2回口頭弁論
 7. 9 日本旅行第2回口頭弁論
 9. 7 近ツリ・相鉄第3回口頭弁論
9. 10 日本旅行第3回口頭弁論
 [裁判官から、双方に和解の意思を確認され、双方了解。]
- [協会から、近ツリは和解に入る旨説明。
 裁判官から、双方に和解の意思を確認され、双方了解。]
-
9. 21 近ツリ・相鉄第1回和解期日
 10. 1 近ツリ・相鉄第2回和解期日
10. 12 日本旅行第1回弁論準備
 [裁判官から和解勧告あり。]
10. 14 近ツリ・相鉄第3回和解期日
 [裁判官から和解勧告あり。]
10. 28 近ツリ・相鉄第4回和解期日
11. 1 日本旅行第2回弁論準備
 [近ツリ・相鉄から、和解勧告不同意の回答あり。訴訟に復帰。]
11. 10 日本旅行第3回弁論準備
-
11. 30 近ツリ・相鉄第4回口頭弁論
 12. 9 日本旅行第4回弁論準備
- H23. 1. 18 近ツリ・相鉄第5回口頭弁論
 1. 19 日本旅行第5回弁論準備
 2. 22 近ツリ・相鉄第6回口頭弁論
 2. 23 日本旅行第6回弁論準備
 3. 16 日本旅行第7回弁論準備
5. 31 (予定) 近ツリ・相鉄第7回口頭弁論
 [和解成立。協会請求額の半額を日本旅行が支払う。]

※相鉄観光はH22.12.20社名変更「近畿日本ツーリスト神奈川」

協会と日本旅行との和解の概要

■民事訴訟の概要

1 日本旅行の訴状（概要）

(1) 請求の趣旨

- ・ 協会は、金 50,467,176 円及び遅延損害金を支払え等の判決を求める。

(2) 請求原因

- ・ 事前の説明とイベント内容が異なる。
- ・ 協会の各種割引販売により、入場券販売を妨害 等

2 協会の反訴（概要）

(1) 請求の趣旨

- ・ 日本旅行は、金 89,097,333 円及び遅延損害金を支払え等の判決を求める。

(2) 請求原因

日本旅行は「大口買取入場券に関する覚書」の約定に従い、残額等を支払う義務がある。

[約定日]平成 20 年 5 月 30 日

[代金] 2 億 3 千 4 百万円

(ペイパッド普通大人入場券 (1800 円) で 13 万枚分)

代金は、買い取ったチケットの販売数の如何を問わず全額協会に支払うものし、販売手数料等を代金から控除し、協会に支払う。

[支払期日]前金 平成 21 年 3 月 31 日 残金 平成 21 年 11 月 16 日

■和解の概要

(1) 日本旅行は、協会に対し、入場券購入代金残額から、販売奨励金を控除した額の 2 分の 1 相当である、42,190,625 円の支払義務があることを認め、これを平成 23 年 3 月 31 日限り、協会に支払う。

(2) 協会はその余の請求を放棄する。

(3) 日本旅行は本訴請求を放棄する。

(4) 日本旅行と協会の間には、和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

※これに伴い、42,190,625 円から回収のための諸経費（弁護士報酬、業務奨励金）を控除した 34,052,433 円を、協会から横浜市に補助金返還金として返還済み。

◆ 「開国博 Y150」収支問題 法的手続の状況 ◆

